

重点対策加速化事業に係る交付金の選定について

国は、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を設け、意欲的な計画を加速的に実施する取組に対する支援を実施しています。

今般、その公募が実施（令和 6 年 3 月 4 日から 3 月 15 日）され、本市を含む 32 地域が新たに選定（令和 6 年 5 月 24 日）されました。

本市では、この交付金（重点対策加速化事業）を活用した地球温暖化対策設備の設置等に係る補助事業を拡充し、8 月より受付を開始いたしました。

1 重点対策加速化事業の交付について

（１）概要

交付期間 : 5 年間（事業年度令和 6 年度から令和 10 年度）

交付限度額 : 513,075 千円（個人・民間事業者への間接補助）

（２）対象

審査選定において評価が低い公共施設を提案対象から外し、本市における温室効果ガス排出量の約 5 割を占める民生部門の排出削減に向け、住宅や民間施設での脱炭素化を重視した内容で申請。

2 交付対象事業について

民間事業者及び地域住民を対象に、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備、蓄電池、高効率設備等の導入等への補助事業を実施する。

（１）個人向け補助事業 交付限度額 210,400 千円

ア 太陽光発電設備、蓄電池、EMS（エネルギーマネジメントシステム）

イ 既存住宅断熱改修（戸建住宅、集合住宅）

（２）事業者向け補助事業 交付限度額 302,675 千円

ア 太陽光発電設備、蓄電池

イ 高効率設備等（業務用照明、給湯、空調）

（３）協調補助

ア 個人向け蓄電池導入（本交付金を活用した太陽光発電設備導入に限る）の際に 1 台につき 5 万円を加算

3 事業内訳

(1) 個人向け補助事業

交付限度額 210,400 千円

	補助要件・対象	補助率/補助内容	交付限度額 (千円/5年間)	予定量 (5年間)	協調補助
太陽光発電設備	・最大出力合計値0.07kW以上10kW未満 ・FIT(固定価格買取制度)の認定を取得しない	7万円/kW	105,000	1,500kW 5Kw60件/年	—
蓄電池	・上記太陽光発電設備の導入に伴うもの	蓄電池の価格(工事費込・税抜14.1万円/kWh以内に 限る)の1/3以内。 停電時のみ利用の非常用電源でないこと	56,400	1,200kWh 4Kw60件/年	1台につき 5万円市単補助
EMS		EMS設置経費の2/3以内 データ収集・分析・評価のできる機器であること	30,000	300台 60件/年	県ZEH補助併用可
既存住宅断熱改修 (戸建住宅)	【共通】 ・専用住宅であること ・導入する製品は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」、改修する部位については同事業参照	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に準ずる (注)1	1/3以内(高性能建材導入) ・戸建住宅は上限120万円/戸 ・集合住宅は上限15万円/戸 (集合住宅で玄関ドアを改修する場合は5万円/戸加算)	15,000 10件/年	50戸
既存住宅断熱改修 (集合住宅)	【集合住宅】 ・全ての住戸を対象とすること など		4,000	2棟 隔年で1棟づつ	県補助併用可
計			210,400		

3点セット導入

(注) 1 ・当該設備の設置(改修工事)等を市内事業者・市内個人事業主に請け負わせること
・市内に自ら保有し居住(居住予定も可)する個人で、当該住宅への導入であること
・集合住宅において所有者が個人の場合は市内に1年以上在住、事業者の場合は市内に1年以上事務所(事業所)を有すること

(2) 事業者向け補助事業

交付限度額 302,675 千円

	補助要件・対象	補助率/補助内容	交付限度額 (千円/5年間)	予定量 (5年間)	協調補助
太陽光発電設備	・最大出力合計値10kW以上 ・FIT(固定価格買取制度)の認定を取得しない	5万円/kW ソーラーカーポートは1/3以内	234,875	2,720kW うちソーラーカーポート720kW 50Kw8件/年 + (カーポート合計240kW × 3件)	県補助併用可
蓄電池	・上記太陽光発電設備の導入に伴うもの	蓄電池の価格(工事費込・税抜16万円/kWh以内に 限る)の1/3以内。	12,800	240kWh 12Kw4件/年	
高効率照明機器	【照明】 ・調光制御機能を有するLEDに限る	1/2以内 (照明を除き1件100万円を上限とする)	25,000	50件 50本10件/年	
高効率給湯機器	【給湯】 【空調】 ・従来比30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの		5,000	5件 7台1件/年	
高効率空調機器			25,000	25件 7台5件/年	
計			302,675		

(注) 2 ・当該設備の設置(改修工事)等を市内事業者・市内個人事業主に請け負わせること
・市内に事業所を有する(所有予定も可)法人・個人事業主が保有する事業所への導入であること

(3) 5 年以内訳

交付限度額 513,075 千円

(件) (千円)

事業 方式	事業実 施主体	設備種別		交付率	事業量/ 1セット	事業量/ 5年間	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		交付限度額/ 5年間	
							事業量	単年度交付額	事業量	単年度交付額	事業量	単年度交付額	事業量	単年度交付額	事業量	単年度交付額		
間接	事業者	自家消費型	屋根置き	定額	50kw	2,000kw	8	20,000,000	8	20,000,000	8	20,000,000	8	20,000,000	8	20,000,000	40	100,000,000
		太陽光発電設備	ソーラーカーポート	1/3	80kw	720kw	0	0	3	44,958,000	3	44,959,000	3	44,958,000	0	0	9	134,875,000
		蓄電池(上記太陽光発電と同時導入)		1/3	12kwh	240kwh	4	2,560,000	4	2,560,000	4	2,560,000	4	2,560,000	4	2,560,000	20	12,800,000
		業務用高効率設備切替	照明機器 (調光LED)	1/2	50本	2,500本	10	5,000,000	10	5,000,000	10	5,000,000	10	5,000,000	10	5,000,000	50	25,000,000
			給湯機器	1/2	7台	35台	1	1,000,000	1	1,000,000	1	1,000,000	1	1,000,000	1	1,000,000	5	5,000,000
			空調機器	1/2	7台	175台	1	1,000,000	6	6,000,000	6	6,000,000	6	6,000,000	6	6,000,000	25	25,000,000
	市民	太陽光発電設備_自家消費型		定額	5kwh	1,500kw	40	14,000,000	65	22,750,000	65	22,750,000	65	22,750,000	65	22,750,000	300	105,000,000
		蓄電池		1/3	4kwh	1,200kwh		7,520,000		12,220,000		12,220,000		12,220,000		12,220,000		56,400,000
		EMS		2/3		300件		4,000,000		6,500,000		6,500,000		6,500,000		6,500,000		30,000,000
		既存住宅 断熱改修	戸建	1/3	1戸	50戸	2	600,000	12	3,600,000	12	3,600,000	12	3,600,000	12	3,600,000	50	15,000,000
集合住宅			1/3	10戸	40棟	0	0	1	2,000,000	0	0	1	2,000,000	0	0	2	4,000,000	
							146	55,680,000	240	126,588,000	239	124,589,000	240	126,588,000	236	79,630,000	1,101	513,075,000

4 申請開始に至る流れ

令和6年3月 環境省公募への申請
5月 環境省による審査選定
6月 6月補正予算議決後、要綱等を作成
7月 藤沢商工会議所等と共催で「事業者向けセミナー」実施
市民・事業者への周知
8月 令和6年度分の申請開始

- ① 申請の手続き(8月から1月末日まで)
補助金の申請 ⇒ 受理・審査 ⇒ 補助金交付決定
- ② 工事完成後の手続き(2月中旬まで)
完了届の提出 ⇒ 受理・審査
- ③ 請求の手続き(②審査後すぐ)
交付請求の提出 ⇒ 補助金支払(年度内に支払完了)

令和7年1月末 令和6年度分の申請終了
4月 令和7年度分の申請開始
令和8年1月末 令和7年度分の申請終了
4月 令和8年度分の申請開始(以降、令和10年度分まで同じ)

以上